

消費税転嫁対策強化月間（平成26年3－4月）における
3月分の取組状況について

平成26年4月7日
経 済 産 業 省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、3月から4月に転嫁拒否行為が多く発生するおそれがあることを受け、3月から4月を「消費税転嫁対策強化月間」と位置づけており、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施しており、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

このうち、3月分の転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

(1) 監視・取締り対応の強化

①特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りの強化

- ・特定事業者（買手側）の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。3月末までの累計で、立入検査を861件、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1,199件実施（公正取引委員会との合算、詳細は別紙）。
- ・消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反（書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等）を発見次第、同法に基づく指導等を実施中。

②転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・商工会、商工会議所が実施する消費税転嫁セミナー（計13箇所）や消費税転嫁円滑化フォーラム（計4箇所）などの各セミナーに転嫁対策調査官（転嫁Gメン）を派遣し、中小企業・小規模事業者の経営者に対して転嫁Gメンの活動の紹介や相談対応等を実施。
- ・転嫁Gメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計2,429件を順次訪問し、出張相談を実施。

③特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・全国・地方の所管団体や企業等に対して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実施に係る要請（3月末時点で約500の団体・企業等へ要請）を実施。

- ・ 16業種（経済産業省所管13業種）中、14業種（経済産業省所管13業種）（※1）の下請取引適正化ガイドラインについて改訂を実施済み。消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付けるとともに、業界団体へのガイドライン説明会等の場（3月中に28回開催。）を活用して、業界団体や会員企業等に対する周知を徹底。

（※1）ガイドラインの改定を行った14業種（下線は経済産業省所管）

- ①素形材産業、②自動車産業、③産業機械・航空機等産業、④繊維産業、⑤情報通信機器産業、⑥情報サービス・ソフトウェア産業、⑦広告産業、⑧建材・住宅設備産業、⑨放送コンテンツ、⑩鉄鋼産業、⑪化学産業、⑫紙・紙加工産業、⑬印刷業、⑭アニメーション制作業

（2）広報・相談対応の強化

①広報の強化

- ・ 消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためなどのポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて各事業者等に約17万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約12万部）を配布。また、関係機関の協力を得て、市区町村の広報媒体や交通広告（電車の中吊り広告や、駅構内・バス停等へのポスター掲示）を活用した広報を展開（例：JR各社の全線（一部路線を除く）において、中吊り広告を実施（約2万部を掲示））。
- ・ 経済産業省及び各経済産業局において垂れ幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。
- ・ 消費者を始めとした国民の皆様に消費税引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地元商店街で開催。第一回を、3月31日に「ハッピーロード大山商店街」（東京都板橋区）にて開催。4月中を目処に、全都道府県において開催予定（全50回程度）。
- ・ 消費税転嫁円滑化フォーラムを開催し、転嫁円滑化に向けた事業者・業界団体の自主的な取組事例（転嫁カルテル組成）等をPRし、事業者等の前向きな取組を促進。3月末までに計5回（※2）開催し、今後、全国4箇所で開催する予定。

（※2）消費税転嫁円滑化フォーラムの開催実績

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 第1回：東京 | 2月18日 | 第2回：名古屋 | 3月18日 |
| 第3回：大阪 | 3月18日 | 第4回：沖縄 | 3月24日 |
| 第5回：福岡 | 3月25日 | | |

②事業者からの相談業務の強化

- ・ 3月から平日に加え、土曜日にも消費税転嫁に係る電話相談を受付。さらに、3月30日以降は日曜日にも電話相談を受付。（相談窓口は参考のとおり）
- ・ 中小企業4団体において相談窓口を設置（2, 336箇所）し、2月末までに約59万件の相談対応を実施。

（参考）経済産業省・中小企業庁・各経済産業局における土日の電話相談窓口

部局課名	電話番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
沖縄総合事務局経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035
経済産業省 消費税転嫁対策室 （業種別相談窓口）	03-3501-5683